

富士見公園再編整備事業

要求水準書（案）及び公募設置等指針（案）の案に関する個別対話への回答

令和4年2月

川崎市

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
1	目次	資料	データ「提供可能」な資料はデータを頂きたい。	入札説明書等の公表にあわせて、公表予定です。
2	2頁.(ア)及び(イ)	要求水準書	公園を活用した既存イベント及び新たな企画がありましたらお教えいただけますでしょうか。	自主事業としてはマナーアップのための犬の啓蒙活動などを実施しております。 また、本市主催のイベントとして市民祭りなどを実施しております。 事業者に対しては、公園緑地の更なる賑わい創出を図るためのイベント企画を期待します。
3	2頁.(ア)及び(イ)	要求水準書	現状の各施設(テニスコートや相撲場)の使用率や使用者の年齢層などの利用状況データがあればご提供いただけますでしょうか。	テニスコートの利用率は約80%です。相撲場は、利用実績は平成30年度43コマ、平成31年度45コマ、令和2年度2コマ(1コマ半日)です。大会利用(小学生、中学生、高校生の利用が約80%)が主です。 (平成31年度 23日間利用:小学生4日、中学生9日、高校生9日、大人4日)
4	2頁.(ア)及び(イ)	要求水準書	閲覧資料一覧のdwgデータ等をご提供いただくことは可能でしょうか。	CADデータで提供可能です。なお、資料によってはCADデータがない場合もございますのでご了承ください。
5	4頁.1.(4).ウ	整備対象施設	パークセンター完成までクラブハウスを事務所として使用するという理解で宜しいでしょうか。	パークセンター完成までの事務所機能の配置は特に定めておりません。
6	5頁、(イ)	提案	Park-PFI事業者の創意工夫により、公募対象公園施設、特定公園施設に係る「追加提案施設」について事前協議とあるが、そのタイミングはいつでしょうか。	公募後の個別対話時に協議していただくことを想定しています。
7	5頁.1.(4).ウ.(ア)(イ)	整備対象施設	PFIの独自提案施設及びPark-PFIの追加提案施設について、提案書提出前の協議とは、公募後の対話の場面という理解で宜しいでしょうか。	No.6の回答を御参照ください。
8	7頁.1.(4).カ.(ア).a	サービスの対価	設計及び整備期間中の統括管理業務に係る費用については、整備費から工面すると考えて良いでしょうか。	統括管理業務の費用は、設計及び整備期間中を含めて、事業者が利用料金収入により実施するものであり、本市は負担しません。
9	7頁.1.(4).カ	民間事業者の収入	統括管理業務のうち、設計～整備段階(運営を除く)に係る費用はPFI整備施設のサービスの対価として見込むことは可能でしょうか。	No.8の回答を御参照ください。
10	8頁.1.(4).カ.(ア).d	指定管理納付金	具体的な還元方法や還元額は事業者提案とありますが、この提案とは公募時提案を指すのでしょうか。または、上回った時点での提案で宜しいのでしょうか。	公募時提案を指します。
11	9頁.1.(4).キ	事業スケジュール	鉄骨及び木材の納期が延びていること、価格が高騰していることを十分ご考慮頂けないでしょうか。	御意見として承ります。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
12	10頁	事業スケジュール	各期の工事部分は、その期間中全面閉園するものとして想定して良いでしょうか。	全面閉園ではなく、部分使用するところもございます。詳細は資料5を御参照ください。
13	13頁.(6).エ	施設構成	エントランス広場の植栽グリッドや植栽本数は決定事項でしょうか。	決定事項ではございません。
14	14頁.1.(4).エ	相撲場	相撲場だけ植栽(高木、地被)と内容が明記されていますが、他施設には植栽のみの表記ですので、何か意図がありますでしょうか。	特段の意図はございませんので、要求水準書を訂正いたします。なお、植栽に関する要求水準の詳細はP43「各土木施設の要求水準」等に示すとおりです。 旧:植栽(高木、地被) 新:植栽
15	15頁～17頁(イ)～(キ)	整備事実施方針	公園の設計業務を行う者の代表と建築物の設計業務を行う者の代表は兼務でもよいでしょうか。	それぞれの要件を満たしていれば、複数業務を行うことはできることとする予定です。詳細は入札説明書において示します。
16	15頁～17頁(イ)～(キ)	整備事実施方針	上記の設計実績は、前職の設計実績でもよろしいでしょうか。	参加資格要件に求める条件は、「入札参加企業」として満たす必要がありますので、前職の設計実績は認められません。
17	21頁.2.(1).エ	統括管理業務	統括管理業務計画書の提出は当該業務実施年度の前年度開始の1か月前とあるが、当該業務実施年度の開始の1か月前との理解で宜しいでしょうか	御指摘のとおりです。訂正いたします。
18	21頁.2.(1).キ	業務報告書	書類について事業期間を通じて保管・管理することとなっていますが、データ保管でも可と考えて宜しいでしょうか。	可能です。
19	23頁.2.(2).ア.(ア)	事業全体の統括	富士見公園が抱える課題としてどのようなものがありますか。	主に無秩序なボール遊びやスケートボード等の騒音、犬の放し飼いや捨て猫等のペット問題、公園施設への落書きや器物破損、公園周辺道路への違法駐車などが挙げられます。
20	24頁.2.(2).ウ.(ア)	セルフモニタリング	各業務のセルフモニタリングは、各事業者が行い、それらを踏まえ事業全体のセルフモニタリングを統括管理事業者が行うと考えて宜しいでしょうか。	統括管理企業は、各事業者が行うセルフモニタリングの指導及び実施の徹底をするともに、PFI事業全体のセルフモニタリングを実施します。そして、統括管理企業は、市へセルフモニタリング報告書を提出します。また、セルフモニタリングとは別に、本事業の実施効果の評価についても行います。
21	24頁.2.(2).ウ.(ア)	セルフモニタリング	セルフモニタリングの様式、報告書フォーマットなどに関して、指定はありますか。	指定はございません。
22	24頁.ウ.(7)	評価	川崎市が実施するモニタリング手法はどのような内容でしょうか。	市では、セルフモニタリング実施報告書や財務モニタリング等による確認及び付属機関による調査・審議を予定しています。詳細は、入札説明書とあわせて公表する事業契約書(案)において示します。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
23	25頁2.(2).ウ.(イ)	実施効果の評価	民間事業者に期待する6項目に対して、毎事業年度に達成状況を報告とありますが、施設整備に関する項目などは整備期間完了後は評価項目から外れると考えて宜しいでしょうか。	施設整備に関する事項についても、維持管理業務段階において適切に保守管理、修繕を行っていくこととなりますので、それらを踏まえた達成目標や指標の設定、その評価方法を提案ください。
24	27頁3.(1)イ	計画	ゾーン間の施設移動は提案次第で可能となりますか。	要求水準書(案)3-(1)-イ-(ア)-a-ii)に示すとおり、公園全体の配置については、基本計画第4章1「施設の配置と規模」に示す「施設の配置と配慮事項」の内容を原則としてください。ただし、ゾーン間の施設移動については、基本計画P.39の「ゾーン区分と整備内容」に示す内容に則していれば提案は可能ですが、事前に本市と協議をしてください。
25	28頁(e)	計画	敷地の南側の住宅街からの入り口がありますが、プロムナードと位置づけていない理由はありますか。	プロムナードはエントランス広場と東側広場をつなぐメイン動線として位置付けておりますので、南側住宅からの入口はその位置づけに含めておりません。
26	29頁 ii)	計画	自転車で回遊できる空間とありますが、乗り入れを可能にするということでしょうか。	「自転車動線」として示している場所については、生活動線にもなっていることから、自転車の乗り入れも可能とします。
27	29頁b.(b).ii)	緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン	インクルーシブとバリアフリーの明確な定義等ございますでしょうか。提案側での解釈でよろしいでしょうか。	インクルーシブについては、年齢や障がいの有無などの多様性によって排除されず、みんなが一緒に楽しめるという考えであり、インクルーシブな遊びの広場はその考えに基づく遊びの空間として位置付けています。バリアフリーについては、障害のない人を前提に作られた環境(社会的障壁＝バリア)を取り除くという考え方に基いております。
28	31頁 ii)	計画	国交省ではウォーカブルシティやかわまちづくりも推進していると思いますが、まちづくりへの波及や、人口が増えている多摩川沿いのまちづくりへの提案は可能でしょうか。	可能です。
29	32頁 オ.(ア).	防災安全計画	災害発生時に富士見公園内施設の詳細な利用について決まっていることを教えてください。	地域防災計画に位置付けられた使用方法が想定されます。また、川崎富士見球技場については、南側スタンド内のウォーミングアップスペースにおいて川崎区の災害用資材の仮置き場スペースとして活用することを想定しています。また、かわQホールについても消防活動に活用することを想定しています。
30	33頁3.(1).オ.(ウ)	広域避難場所としての機能確保	災害用備蓄品は、市が準備して既存の倉庫で備蓄するということが良いでしょうか。また、「事業者が備蓄する際には」とは、スタッフ分という理解で宜しいでしょうか。	前段:お見込みの通りです。 後段:当該内容については、資料25を御参照ください。
31	34頁カ.(ア)	整備	公園の機能を維持しながら、インフラの撤去と新設をおこなうということでしょうか。	部分使用する施設については、機能を維持しながらインフラ撤去と新設を行うことを想定しています。
32	34頁カ.(ア).i)	整備	電気・通信の引込みの撤去・敷設替えに係る費用は、本市が別途負担し、各インフラ供給業者が整備するものとすると思いますが、これは市で別途工事を発注するということでしょうか。	お見込みのとおりです。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
33	34頁,カ(イ)	整備	新規で建築等を建設することで容量が足りるかどうかの確認のために、現在の公園全体の電気容量を教えてください。	公園全体の電気容量を示した資料がないため、「閲覧資料5 既存公園施設図面」に含まれる富士見公園の受電設備図を御参照ください。
34	36～37頁	整備	給排水、ガスについては、共通事項では存置となっているが、各項目では撤去・敷設替えとなっています。どちらが正しいのでしょうか。	給排水ガスの引き込みは原則存置、公園内の配管は撤去・敷設替えです。
35	37頁.3.(1).カ(エ)	ガス設備	市としては、かわQホールをオール電化にしたい希望があるのでしょうか。	希望ではなく、そのような提案も受け入れることが可能という趣旨で示しております。
36	37頁.3.(1).カ(オ)	通信設備	北側エリアへの引込みは現状のものを使用するという理解で宜しいのでしょうか。	通信については、すべて撤去のうえ、敷設替えを想定しており、その位置については提案によるものとします。通信設備の欄にその旨の記載がありませんでしたので、加筆します。
37	39頁(2)	計画	公園施設は配置などを変えてもよいでしょうか。大きさの変更も可能でしょうか。	要求水準書(案)P27にて、「ii) 公園全体の施設の配置と規模は、基本計画第4章1「施設の配置と規模」に示す「施設の配置と配慮事項」「施設の想定規模と整備概要」の内容を原則とすること。」としておりますので、これに即した内容であれば、配置や大きさの変更は可能です。
38	39頁(2)ア(イ)イ(b)ii)	計画	ILB以外の提案はどこまで可能でしょうか。 例えば導線や用途の明確化のために舗装材を分けることは可能でしょうか。	本市としては、景観面や耐久性の観点から、ILBを基本として考えています。動線や用途の明確化のために舗装を変更する場合は、ILBのディテールの変更や色の変更等を御検討ください。
39	40頁.c.(b). i)	要求水準	北側エリアと南側エリアそれぞれ30%以上でしょうか。合算で30%以上でしょうか。	合算です。
40	41頁.c.(b). v)	要求水準	必要性の判断は、既存の土性資料を提供いただけますでしょうか。調査は事業者が実施するのでしょうか。	既存の土性資料はありませんので、事業者側からの提案に委ねたいと考えております。
41	44頁 iv)	計画	全国都市緑化かわさきフェア等の大型イベント開催に配慮した整備とありますが、都市緑化フェアの具体的な整備方針・内容を教えてください。	現在、全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子を公表しておりますので、御確認ください。
42	45頁(d) v)	計画	競輪場利用者のために本市経済労働局が貸切ったバスは今後の運用もありますでしょうか。	今後も運用を予定しています。
43	45頁(e) iii)	計画	メタセコイアの並木とありますが、メタセコイア以外の提案も可能でしょうか。また、高木の配置は図面上の数量相当の配置でしょうか。提案は可能でしょうか。	メタセコイアの並木は必須とします。高木の配置については提案は可能です。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
44	45頁.3.(2).ア.(ウ).a.(d)	車回し	インターロッキング舗装の場合、特に基本計画のパーズにあるような明るい色調の場合、一定の頻度で使用するとタイヤ痕による黒ずみの付着が目立つことが予測されます。アスファルト舗装の方が適しているのではないのでしょうか。	車回しは、エントランス広場と一体的な利用を想定していますので、広場と同様のインターロッキングブロック舗装にしたいと考えています。なお、パーズに示した色調はあくまでイメージとしてお示しておりますので、インターロッキング舗装の色については事業者にて御提案ください。
45	46頁.3.(2).ア.(ウ).a.(f)	サインの設置	市の設置する広域避難場所看板は、同時施工できるように調整させていただけないでしょうか。	市で設置する広域避難場所看板については、再整備後に必要があれば設置することとしています。事業者の設計時に、想定設置箇所等の協議を行いたいと考えています。
46	46頁.3.(2).ア.(ウ).a.(f)	サインの設置	環境貢献効果の可視化について、設置物の具体的なイメージがあれば、ご教示ください。	特に指定するものではありません。
47	48頁(c)	計画	舗装材をインターロッキング舗装とした理由を教えてください。また他の舗装材の提案は可能でしょうか。	景観面や耐久性等の過去の実績からインターロッキング舗装としております。(44参照)
48	49頁.3.(2).ア.(ウ).b.(g)	主要園路	自転車動線について、外周動線以外は園内進入禁止、または降りて押すことにしても良いですか。乗り入れ防止措置は、車止めではなく適所へのサイン掲示等でも良いのでしょうか。	前段:要求水準書(案)P29にお示した「動線等の整備方針図」の自転車動線とした場所以外については、園内進入禁止、または降りて押すことにしていただきたいと考えています。後段:要求水準書(案)P49(g)に示すとおり、サイン掲示等で乗り入れ防止措置を図ることが出来れば、可能と考えます。
49	49頁	東側広場	労働会館の整備計画について教えてください。	令和3年3月1日に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定しています。詳細は川崎市ホームページを御参照ください。 https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000126684.html
50	50頁.3.(2).ア.(ウ).c.(d)	車止めの設置	市指定の南京錠とありますが、汎用性の高いものは市民の間で知れ渡っており、中には鍵を持っている方もいます。その点を考慮し、施錠方法を検討いただけませんか。	入り口部分については、本市の管理部局や災害時の緊急車両の搬入等がありますので、市指定の南京錠を御使用いただきたいと思います。
51	51頁.3.(2).ア.(ウ).d.(b)	天然芝広場	広場の利用ルール等は事業提案で定めて宜しいでしょうか。	公園全体の禁止行為については、川崎市都市公園条例第4条第1項各号で定めておりますが、個別公園のルールについては市と別途協議してください。
52	51頁.d.(b).ii	設計方針	散水設備等を2,000㎡に1箇所程度整備することとありますが、ポンプ・タンクを備えた設備と考えてよろしいでしょうか。	ポンプ・タンクの設置は想定しておらず、あくまで、水道管からの直接散布を想定しています。
53	51頁(d)	計画	木製遊具は耐久性が心配です。柱等、土に接する箇所は耐久性の高い木製ではない材とする提案は可能でしょうか。	要求水準書(案)P51に記載した条件を満たし、同等以上の性能を有する設えであれば、可能です。
54	53頁.d.(g).iii	設計方針	現在の市民広場内で6,000㎡分(新植3,000㎡、既存芝生6,000㎡のうち、50%分補植)を想定している。とありますが、既存芝を50%使用するという考えでよろしいでしょうか。その際は、一旦剥がして、下地を再整備して再利用、もしくは、剥がさないで高さもそのままか、どちらを想定されていますでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。後段:後者を想定しています。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
55	55頁f	運営	現在利用している菜園利用者はどのような扱いとなるか、想定はありますでしょうか。	希望者は引き続きボランティアとして関わっていただくことを想定しています。運営主体は事業者ですが、イベント運営や栽培計画等にはボランティアの方の意見も参考に検討を行ってください。
56	55頁.3.(2).ア.(ウ).f.(a)	農と自然を体感する広場	運営に当たり、現在はぐくみの里でボランティア活動を行っている市民とは、どの程度協働するべきとお考えでしょうか。	No.55の回答を御参照ください。
57	55頁.3.(2).ア.(ウ).f.(a)	農と自然を体感する広場	はぐくみの里の既存ボランティア団体の班編成は維持すべきでしょうか。	はぐくみの里ボランティアは、現在は4班(畑班、水田班、ハーブ班、花卉班)で活動していますが、基本計画及び要求水準を踏まえた上で、4つのエリアをどのような空間とするかは提案となるため、班編成についても提案となります。 また、現在のボランティアについては一旦解散となり、ボランティアを新たに募集していただくこととなりますが、これまで参加されていたボランティアの方々には知識や経験等が豊富であると思われるので、これらの方々に応募された際には、配慮いただきますようお願いいたします。
58	56頁.3.(2).ア.(ウ).f.(e)	ビオトープエリア	ビオトープエリアに放つ生物について、指定や要望はありますか。	生物多様性の保全に寄与することを目的としておりますので、新たな生物を追加するのであれば、その点を考慮してください。また、既存の生物については、環境学習の観点から周辺地域の自然環境へ影響しないものについては、生かすことが可能ならば、活かす方向で御検討ください。
59	56頁.(e) iii	水田・ビオトープエリア	既存ろ過ポンプの能力、仕様を教えてくださいいただけますでしょうか。	閲覧資料の中に、既存濾過ポンプに関する資料を追加します。
60	57頁.3.(2).ア.(ウ).g.(b)	多目的広場	利用の幅を広げるため、軽食コーナーもしくはキッチンカーなどを隣接させることは可能でしょうか。	自主事業として軽食コーナー(イベント的な設え)やキッチンカーを配置することは可能です。公募対象公園施設として店舗等は、県立図書館跡地に設置することは原則不可としますが、多目的広場との一体利用が見込まれる施設の場合は、当該跡地への設置の可否について協議します。
61	57頁.g.(b).iv	設計方針	各コートの間には可動式の防球ネットを設置することとありますが、開閉の想定頻度を教えてください。下部固定方法の検討に關しての考え方の検討。	中学校の体育利用等全面を使用した運動時に開閉することを想定していますが、頻度については想定していません。
62	57頁	多目的広場	多目的広場の富士見中学校のグラウンド活用について、富士見中学校はどのような活用を希望されていますか？	多目的広場について、富士見中学校はテニス部等のクラブ活動としての活用を希望されています。
63	58頁.h.(b).ii	設計方針	14.9mの高さの防球ネットを新たに設置するとありますが、鋼管柱、コンクリート柱のどちらを想定されていますでしょうか。	整備に関しては提案によりますが、市としては、コンクリート柱を想定しています。
64	58頁.3.(2).ア.(ウ).g.(b)	多目的広場	ナイター照明の別途料金設定は考えていますでしょうか。	ナイター照明については、別途料金設定を予定しています。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
65	59頁.3.(2).ア.(ウ).h.(b)	電光掲示板	LEDビジョンの操作は現在と同じメインスタンド3階の部屋を使用するイメージでしょうか。それともそれに促される必要はないでしょうか。	LEDビジョンの操作は利用料金設定の観点から現在と同じメインスタンド3階の部屋を使用することを原則としますが、提案は可能とします。
66	59頁.3.(2).ア.(ウ).h.(c)	球技場周辺スペースの環境整備	駐車スペース等を確保すると活用スペースは限定的となりますが、どのようなイメージがご教示いただけないでしょうか。	駐車スペースについては、現在と同等程度の機能を維持していきたいと考えております。詳細については要求水準書(案)P59-60、資料22を御参照ください。
67	59頁.3.(2).ア.(ウ).h.(c).iv)	球技場周辺スペースの環境整備	フェンスを全て撤去することと不法侵入抑止の安全管理対策は相反していると思われそうですが、どのレベルのセキュリティをイメージしていますでしょうか。	一体利用の観点からフェンスは撤去としますが、安全管理対策は御提案ください。球技場内について進入しなければ、その手前までは公園利用者が通常時に近づけることを可能としたいと考えています。バックヤード機能が必要な部分もあると考えますので、新たにセキュリティラインをどこに設けるかは提案によるものと考えています。
68	59頁ウ I (b)	電光掲示板	川崎富士見球技場の大型映像装置におけるビデオプロセッサやUPS搭載バッテリー等の消耗品の交換や経年劣化による機器更新について、更新の頻度が示されていますが、大型映像装置は全修繕負担施設として事業者の負担にて修繕を行う必要がありますか。	大型映像装置の機器更新の頻度は目安を示しておりますが、当該施設は全修繕負担施設ではないため、全修繕負担施設以外の対応となります。(要求水準書(案)P.112参照)
69	59頁.i.(b). i	設計方針	大型映像装置(LED ビジョン)を整備することとありますが、想定されているメーカーはございますでしょうか。	特にありません。
70	66頁.(2).イ.(ア)	建築施設整備に関わる要求水準の対象施設	本要求水準に記載のない建築施設の整備を行う場合、本建築物および設備の所有権は川崎市となるのでしょうか。事業期間終了後に原状回復は不要の認識でよいでしょうか。	Park-PFI事業の公募対象公園施設ではなく、PFI整備施設の独自提案施設として整備を提案した場合は、サービス対価の対象であり、所有権は本市に移転します。そのため、事業期間終了後も原状回復の必要はありません。
71	72頁イ(エ)(f)iii) 106頁(イ)	太陽光発電	蓄電池設備の更新は市の負担でしょうか。	建築施設は全修繕対象施設のため、蓄電池及び太陽光発電のパワーコンディショナーの更新は事業者負担となります。蓄電池及び太陽光発電のパワーコンディショナーの更新については、全修繕負担施設の修繕内容として資料30に追記します。なお、資料30 全修繕負担施設の修繕内容(参考)に記載されている修繕内容は、最低限実施しなければならない修繕内容であり、全修繕負担施設の詳細な修繕内容は提案とします。
72	77頁.3.(2).イ.(オ).c.(b)	事務室	パークセンター内のデジタルサイネージについて、情報周知の観点から屋外に設置するサイネージも別途必要でしょうか。	本市としては、屋内のサイネージを想定しておりますが、提案により屋外の入口付近への設置も可能とします。なお、デジタルサイネージの記載について、「事務室」に記載しておりましたが、上記を踏まえて、「共通事項」に移動致しました。
73	78頁.3.(2).イ.(オ).c.(e)	アメニティ施設	トイレの穴数について、具体的に示していただけないでしょうか。	資料15に想定利用人数を示しておりますので御参照ください。なお、本市としては、男性「小便器5基、大便器3基、子ども用トイレ1基」、女性「大便器8基、子ども用トイレ1基、パウダールーム1箇所」を想定していますが、運営等を踏まえて事業者にて適切と考える穴数を御提案ください。
74	78頁.3.(2).イ.(オ).c.(e)	アメニティ施設	トイレのオストメイト利用はパークセンターのトイレのみと出来ないでしょうか。(夜間利用を制限したい。)	オストメイトについては、クラブハウスとパークセンターにも設置予定であること、夜間利用時などのマナーの課題等がありますので、アメニティ施設における記載は削除することといたします。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
75	80頁.1.(2).イ.(オ).g	かわQホール及び周辺施設(任意提案)	任意提案のかわQホール及び周辺施設の改修・移設等に関する提案はサービス対価の範囲内であれば事業者の提案が採用されるのでしょうか。提案事項の実施可否は市との協議事項になるのでしょうか。運営業務における収支にも関わる可能性があるため、提案事項の取扱いについて明確にお示ください。	かわQホール及び周辺施設(任意提案)については、要求水準書に定めた水準を満たした内容であれば、任意ではありますが提案可能となります。詳細については、提案内容をもとに、協議とします。
76	80頁.3.(2).イ.(オ).g	かわQホール及び周辺施設	市として希望する整備イメージがあればご教示ください。	要求水準書に示した内容以上の整備イメージは特にごいません。
77	82頁.3.(3).ア.ii)	業務の対象範囲	定期的な報告とは、どの程度の頻度を想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)にてお示します。
78	82頁(3)ア	設計業務	『本市が議会や市民等(市民ワークショップなど)に向けて設計内容(設計コンセプト等)に関する説明を行う場合、積極的に協力すること』とありますが、市民ワークショップなどに関して具体的な想定がありましたらご教示ください。	現段階ではワークショップ等の開催は具体的に想定していませんが、今後本市が関係団体や町会等に設計内容の説明等を行う際に、積極的な協力を求めているものです。
79	83頁.3.(3).イ	業務の期間	設計業務の期間は事業契約書に定める、とありますが、特定公園施設については実施協定書に定めることになりそうですでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	83頁.3.(3).ウ	設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	兼務の可否をお教えいただけますでしょうか。	主任技術者、担当技術者の兼務については可能です。
81	86頁.4.(2).ア	業務期間	建設・工事監理業務の期間は事業契約書に定める、とありますが、特定公園施設については実施協定書に定めることになりそうですでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	87頁.4.(3).イ.vii)	業務の内容	境界設定について、パークセンター等公園建物施設・特定公園施設・公募対象公園施設のそれぞれについて、建築確認上の敷地設定は仮想敷地に分割することになりますか。また、建築確認上の敷地設定と設置許可の敷地設定は別物と考えてよろしいでしょうか。(資料14「敷地区分図」・「公募設置等指針案」P8と関連)	前段：仮想敷地に分割することになります。詳細は資料14を御参照ください 後段：Park-PFIの設置管理許可を行う面積とは、別物と考えて頂いて構いません。
83	88頁.4.(2).ウ.(ア).ii)	着工前業務	工事による近隣に及ぼす諸影響を検討し対策を講じたとしても、工事の結果周辺家屋に影響がでってしまった場合の対応はどのようになりますでしょうか。	当初想定した諸影響とその対策の内容が適切であったか、実際の工事の施工方法と周辺家屋の影響の具体的な状況の検証等により、総合的に判断されると考えられます。なお、具体的な対応は、協議により決定します。
84	88頁.4.(2).ウ.(イ).ii)	工事監理計画書の提出	工事監理者とその他の技術者との兼務の可否をお教えいただけますでしょうか。	建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、工事監理業務を行うことはできません。
85	88頁.4.(2).ウ.(イ).iii)	施工計画書の提出	兼務の可否をお教えいただけますでしょうか。	主任技術者、担当技術者の兼務については可能です。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
86	90頁4.(3).工.(エ)	什器・備品等の調達 及び設置業務	「(参考)什器・備品等参考リスト」は資料15ではなく資料17ではないでしょうか。	御指摘のとおりです。訂正いたします。
87	91頁4.(3).工.(エ)	什器・備品等の調達 及び設置業務	買取方式を原則とするため、修理・更新費用については運営費の中で見込むことになりませんか。その場合、納付金の調整等は可能でしょうか。	要求水準書(案) 5-(2)-ウ-(ア)に示すとおりです。
88	91頁4.(3).工.(オ)	工事監理業務	建築工事と土木工事の監理者は同一の者でも良いでしょうか。	企業としての資格要件を満たしていれば、構いません。工事監理業務の担当者にまで資格要件は決めていません。
89	91頁4.(3).工. (オ).i)	工事監理業務	工事監理者は建築基準法・建築士法に基づくものと思いますが、土木工事についても建築士等の有資格者が必要になりますでしょうか。また、建築工事と土木工事は別々の工事監理者とする必要がありますでしょうか。	業務実施企業の参加資格要件としては求めています。詳細は入札説明書において示します。業務を実施できるのであれば兼務については禁止していません。
90	91頁4.(3).工.(ケ)	その他	「建設会社が工事監理者に提出」とありますが、設計(工事監理者が所属する会社と想定)と建設を同一会社が行うことも可能でしょうか。	建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、工事監理業務を行うことはできません。
91	96頁5.(1).イ.(エ)	事業者による 利用者対応の開始日	令和6年1月～3月については、常駐配置は不要で良いでしょうか。	構いませんが、駐車場利用者を想定した対応をできるようにお願いします。
92	96頁(ウ)	運営	整備する上で、現管理者と新管理者が違う場合に、双方で調整がうまくいかず公園全体運営に支障をきたす可能性が考えられます。整備開始時に指定管理者を交代することは想定できないでしょうか。	原案のとおりとします。
93	97頁5.(1).オ	業務実施体制	維持管理・運営業務責任者、各業務責任者及び各業務担当者がありますが、「維持管理・運営業務責任者」と「各業務責任者」の違いをご教授ください。また、違う場合は兼務が可能でしょうか。	「維持管理・運営業務責任者」は維持管理・運営業務の全体責任者をいい、「各業務責任者」は維持管理・運営業務の中の業務項目毎の責任者をいいます。なお、「維持管理・運営業務責任者」と「各業務責任者」、また、業務項目毎の「業務責任者」をそれぞれ兼務することは可とします。
94	97頁5.(1).オ	業務実施体制	維持管理・運営業務責任者とありますが、維持管理業務責任者と運営業務責任者と分けることは可能でしょうか。	可能です。
95	98頁(1).カ ii	人員配置	「維持管理・運営業務責任者が不在時においては、他の常勤職員の中から代理者を定め、代行させることができる」と記載がありますが、代理者は維持管理・運営業務が適切に遂行できる人員を事業者にて定めるという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	107頁5.(2).イ.(イ).xii)	水準・条件等	遊具点検については、事業者にてメーカー点検を行わなくて良いという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、日常点検は維持管理業務に含まれます。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
97	107頁.(2).(イ)	水準・条件等	事業者が実施する業務を把握のため市とESCO事業者との契約内容(業務範囲・費用負担区分)を開示ください。 例えばESCO事業対象設備の修繕は市もしくはESCO事業者負担でよいでしょうか。	照明器具の修繕については、ESCO事業者が対応し、それ以外の修繕については、市とESCO事業者との協議により負担区分を決定します。
98	107頁.5.(2).ウ.(ア).iii)	業務の方針	本市が所有する備品等について1件50万円を超える修繕・更新の費用は、原則市の負担と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)5-(2)-ウ-(ア)-iii)に示すとおりです。
99	107頁.5.(2).ウ.(ア).iv)	業務の方針	テニスポスト、テニスネット等の交換費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	テニスコートは全修繕施設であり、テニスポスト、テニスネット、フェンス、防球ネットの交換費用も事業者負担となります。また、多目的広場のフットサルゴール、バスケットゴール、フェンスも同様です。要求水準書及び資料30を訂正いたします。
100	107頁.(2).ウ.(ア)	備品等の保守管理	テニスコートのテニスポスト及びテニスネット、フットサルゴール、バスケットゴール等の交換頻度(5年に1回程度)はあくまで目安であり、利用者への影響がないことを前提とし劣化状況に応じて事業者判断で更新頻度を決定する認識でよいでしょうか。	要求水準書に定めた交換頻度についてはあくまで目安となりますが、各施設のもつ機能が十分に発揮され、公共サービスが常に円滑に提供されている状態で管理されていることが必要となります。
101	107頁.(2).ウ.(ア)	備品等の保守管理	テニスコート及び多目的広場の備品(フェンス、ネット、ゴール等)は、備品等の保守管理業務における50万円の範囲内で事業者が負担する対象でしょうか？	テニスコート及び多目的広場における備品(フェンス、テニスポスト、テニスネット、防球ネット、観客席、フットサルゴール、バスケットゴール等)は全修繕負担施設における付帯施設補修として、1件あたり50万円(税込)の範囲に関わらず、事業者の負担とします。 要求水準書に追記します。
102	107頁.(2).(イ)	水準・条件等	ESCO事業の契約期間はいつまででしょうか。事業期間中にESCO事業の契約期限を迎えた場合、事業者の管理となりますでしょうか。	ESCO事業の契約期間は平成31年4月11日から令和12年3月31日となっています。ESCO事業の契約期限を迎えた後の管理方法についてはまだ定まっておりません。 現時点においては、事業者の管理へと移行することは予定しておりませんが、移行する場合は、変更の対象といたします。
103	107頁.ウ.(イ).xii	施設設備の保守管理	「遊具については事業者が行う点検等とは別途、遊具メーカーによる精密点検を川崎区道路公園センターが行う予定である。」とありますが、具体的な対象をご開示いただけますでしょうか。また、その他整備事業範囲の敷地内で貴区または特定団体による点検事項があれば業務区分および費用負担をご教示ください。	川崎区道路公園センターが行う予定の精密点検の対象は、インクルーシブ遊具を含む遊具(単体・複合)、健康器具となります。その他の点検については、本事業にて実施していただく予定です。
104	110頁カ	芝生広場	天然芝の育成のため、養生期間を設けることは可能でしょうか。	利用状況を踏まえ、養生期間を設ける等、良好な状態を維持できるよう管理・運営を実施してください。要求水準書に追記します。
105	111頁.5.(2).キ.(イ)	全修繕負担施設	長期修繕の費用は、SPCIにて確保するか、維持管理事業者にて確保するかはどちらでも宜しいでしょうか。また、長期修繕や維持管理業務全般で現指定管理者より維持管理費用がかかることが想定されますが、納付金の設定で考慮頂けないでしょうか。	前段:構いません。 後段:考慮しています。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
106	111頁(2).キ(イ)	修繕業務	全修繕負担施設においても事業者が実施する修繕・更新の範囲を1件あたり250万円(税込み)への変更を検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
107	111頁(2).キ(イ)	修繕業務	天然芝の広場における芝の張替えは市の負担でしょうか。	要求水準書(案)5-(2)-キ-(ウ)に示す全修繕負担施設以外の施設のため、1件あたり250万円(税込)を超える場合、又は事業年度中の事業者の負担額が500万円(税込)を超える場合は本市と協議とします(要求水準書(案)P112参照)。
108	112頁.5.(3).ア.(ア).ii)	利用料金等について	駐車場の利用料金の徴収を運営事業者から専門業者に委託し、そこからの収益のみ運営事業者の収入として扱う事は可能でしょうか。	本事業では、利用料金は事業者の収入とする必要があります。ただし、駐車場の運営業務を事業者から運営企業に委託し、更に利用料金の徴収業務を運営企業から専門業者に再委託することは可能です。
109	113頁(ウ)及び、頁115イ	要求水準書	公園の1日の利用者数は延べ何人程度でしょうか。	公園の具体的な利用者数は集計していません。 なお、有料施設の利用者数については、以下のホームページをご確認ください。 https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000068902.html
110	113頁(ウ)及び、頁115イ	要求水準書	相撲場・競輪場は一般開放したイベントがありますでしょうか。	相撲場はイベントを実施しておりません。 競輪場のイベントの有無は把握しておりませんが、現指定管理者と共同でイベントを開催したことはあります。
111	114頁(ウ)	その他	ふれあいネット端末はどこに置きますか	クラブハウスのホールを想定しています。
112	115頁イ-i)	要求水準書	廃棄物保管場所の設置は必要でしょうか。設置の場合は、清掃車が浸入しないように道路沿いに配置でしょうか。	廃棄物保管場所の設置は提案とします。
113	115頁.5.(3).ウ e	富士見中学校の グラウンド利用との タイムシェアについて	教育委員会との協議は指定管理者が行うのでしょうか。	本市で行います。
114	116頁.5.(3).イ.vi)	公園全体に係る 日常運営業務	「本市所有の備品・消耗品」のリストは開示頂けますでしょうか。	資料24を御参照ください。
115	117頁.5.(3).ウ.(イ).b.iv)	用具の貸し出し	有償で貸出しは可能でしょうか。	サービスの対価として準備した用具は無償貸与になります。事業者負担で準備した用具を自主事業として有償で貸出すことは可能です。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
116	121頁.5.(3).ウ.(エ).a	駐車場	駐車場管制装置、料金徴収装置については、市または民間の負担を選択できるという理解で宜しいでしょうか。	駐車場管理に必要な装置の設置については事業者負担となります。
117	123頁.5.(3).ウ.(オ).a.(b).vii)	パークセンター	シャワー及びコインロッカーの料金設定はありますか。	シャワーについては料金設定を予定しています。 コインロッカーについては返金式を想定しています。 要求水準に追記します。
118	125頁.5.(3).エ.(イ). i)	ホームページ等管理業務	令和5年4月1日からの運用となっていますが、現指定管理者との区分はどのようになるのでしょうか。	一時的にホームページが二つできる想定です。内容に区分けが必要な場合は、現指定管理者との調整をお願いします。
119	127頁.6.(1).イ. x)	自主事業の収支予算書	自主事業の収支予算書は都度提出する必要があるのでしょうか。その場合、提出時期などあればご教示ください。	収支予算書は年度前に提出する事業計画書と併せて提出してください。
120	128頁.6.(3).ア	自販機の設置	設置台数制限や設置場所指定、メーカー指定などがありますでしょうか。また既存自販機の継続は可能でしょうか。	前段：台数制限や設置場所、メーカー指定などはありません。 後段：既存自動販売機の継続は可能です。
121	その他	評価方法	要求水準並みを0点とする加点方式となるのでしょうか。	詳細は落札者決定基準に示します。
(122)	資料5	指定管理期間	供用開始時からではなく着工時から指定管理期間となるのは、現管理者との責任区分の観点からでしょうか。 実際には工事期間中は、建設業務担当企業が工事範囲を管理するという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。工事期間中は建設業務担当者の善管注意義務が発生し、実務上の維持管理業務は発生しないと考えています。
(123)	資料8	整備範囲図	緑色着色箇所の凡例をお示し下さい。	着色誤りがございましたので、訂正いたします。 実際は「青色」です。
(124)	資料8	整備範囲図	南西の緑色のハッチングは何を示しているのでしょうか。	No.123の回答を御参照ください。
(125)	資料8	整備範囲図	南側の整備可能範囲は、本公園と合わせて整備する場合、公園と一体化してよいでしょうか。 (設備の一体化、舗装の一体化、敷地境界の物理的な障壁の撤去など。)整備内容の限度はありますか。	前段：一体化して構いません。 後段：限度は特に設けておりません。
(126)	資料11	本事業に含まれない解体・移設等の予定に係る資料	占有者等が撤去・移設する施設については、工程に合わせた対応を求める必要があるが、催促等は市が責任をもって行い、撤去・移設遅れによる工事の遅れについては事業者に責を負わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
(127)	資料11	本事業に含まれない解体移設	シェアサイクルは移設予定とありますが、予定されている撤去時期を教えてください。また、再度設置の予定はありますか。	前段：令和5年3月までに設置者にて撤去予定です。 後段：再度設置については行う予定です。
(128)	資料12	樹木の保存等について	樹木保存区域にある樹木は原則保存とありますが、住民説明などを行い合意が得られれば可能でしょうか。	倒木の危険性などが無い限りは、保存してください。
(129)	資料13	建ぺい率	特例施設の都市公園条例上の建ぺい率が表では13%、注釈では17%となっているが、どちらが正しいのでしょうか。	13%が正しいため、注釈を訂正いたします。
(130)	資料16	建築施設に係る電気・機械要求性能表	立体駐車場の壁面緑化用灌水設備については、壁面緑化を施さない場合は不要という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
(131)	資料17	什器・備品等リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす(貸出)はクラブハウスとパークセンターで1台ずつとなっているが、これで十分ということが良いですか。 ・貸出用のベビーカーは備えなくて良いですか。 ・パークセンターにデジタルサイネージ(要求水準書案P77)の記載がないが漏れているのですか。 ・折り畳みカフェチェアとは、要求水準書案P52に記載の貸出椅子のことですか。 ・パソコン、複合機、電話機等については、事業者の所有物として持ち込むことで良いですか。 ・コイン式ユニットシャワーにする場合、リストへの追加は可能ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①お見込みのとおりです。 ②本市で想定はありませんが、提案によります。 ③整備費に積んでいるため、備品としての取扱いではありません。 ④お見込みのとおりです。 ⑤お見込みのとおりです。 ⑥シャワーは、整備費に積んでいるため、備品としての取扱いではありません。
(132)	資料18	公共Wi-Fiの受信状況	公園全体の受信状況の資料はありますか。	公園全体の受信状況資料はありません。
(133)	資料20	木製複合遊具に係る参考資料	具体的に記されているが、同等性能の遊具であれば、他メーカーのものでも良いですか。	他メーカーでも構いません。
(134)	資料22	川崎富士見球技場周辺スペースの環境整備に係る説明資料	富士見公園再編整備基本計画に示されているジョギングコース(南側)が、関係車用駐車場を通る計画となっているが、歩車分離は必要ですか。	ジョギングコースについては、事業者提案となりますが、関係車両動線とジョギングコースが重なるときは、歩車分離は必要となります。
(135)	資料28	公園緑地維持管理業務委託標準仕様書	P15 芝生地管理について、自動芝刈機による使用及び除草剤の使用は、認めていただけますでしょうか。	近隣への騒音や公園利用者への配慮、安全性が確保されれば、自動芝刈機の使用は構いません。除草剤は環境への影響を考え不可(要求水準書(案)P103参照)とします。
(136)	資料29	公園トイレ清掃業務委託仕様書	専門業者による定期清掃については、随時分の扱いとなるのでしょうか。また、その頻度等は提案によるという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
(137)	資料31	各施設の運営条件の概要	現在の供用時間はどうなっていますか？	添付資料32をご確認ください。なお、都市公園条例で供用期間、供用時間、休場日を規定していますが、市長の承認を得た場合は変更することができます。
(138)	資料32	各施設の利用料の状況	テニスコート・相撲場・多目的広場・パークセンター・クラブハウスの利用料について、予定上限額はどの程度でしょうか。	令和4年第2回議会にて川崎市都市公園条例改正後に公表予定です。議案書については、以下のホームページで公表しています。 https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000137/137338/gian_14.pdf
(139)	資料32	各施設の利用料の状況	富士見球技場の照明施設料金は、LED化に伴い変更する予定はありますでしょうか。その場合予定料金設定がございましたらご教示ください。	LED化により維持管理費が変更になった場合は料金改定を検討しています。
140	閲覧資料	-	閲覧資料の提供を希望します。	入札説明書等の公表にあわせて、公表予定です。
141	再整備基本計画.5頁.2	川崎競輪場について	競輪場内の飲食施設との住み分けを検討する必要が考えられますが、現状のサービスのまま継続される予定でしょうか？競輪場の再整備基本計画には、公園に開いたサービスを目指す方針が示されていました。競輪場の再整備の現状と今後の再整備予定を教えてください。	競輪場内の飲食施設については現状のまま継続予定です。また、再整備等の今後の予定ですが、東サイドスタンド撤去及びバンク改修工事を令和4年から令和5年度で予定しています。公園に開いたサービスについては、音楽イベントの実施、キッチンカーの出店等を行っています。
142	再整備基本計画.33頁.2-(2)	相撲場の再整備	整備・運営面での事業検討の参考に、現在の相撲場の主な利用者や利用率をご教授願います。	No.3の回答を御参照ください。
143	-	全般	川崎市で想定するPFI事業の予定価格を教えてください。	入札説明書等でお示します。
144	-	全般	現在の公園の収入と支出の実績と利用料収入の実績を教えてください。	以下のホームページをご確認ください。 https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000068902.html
145	-	全般	財政負担見込額の比較について7%削減が見込まれる具体的根拠を教えてください。	特定事業の選定 第2-1-(2)を御参照ください。なお、設計、建設及び工事監理、維持管理・運営に関する費用は市場調査にて実施可否を確認し、可能であることを確認しています。
146	-	相撲場	相撲場については、相撲以外の利用を検討してもよいでしょうか。	相撲の大会利用時に支障の無いような利用であれば可能であると考えます。

富士見公園再編整備事業要求水準書(案)に対する議題

※番号の()は、添付資料に関する議題です。

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答
147	-	長方形球技場	照明塔の更新工事をしていますが、どのようなスペックですか？	<p>スペックの概要は次のとおりです。詳細は、閲覧資料5 既存公園施設図面に追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明塔の塔数: 4塔 ・平均照度: 500Lx ・塔高: 33m ・照明器具(1塔あたり): 520W×24台 ・光源: LED調光型(昼白色)
148	-	テニスコート	条例では照明は午後6時30分からとなっていますが、夏場でも点灯する必要がありますか？	<p>照明の点灯時間及び料金徴収の有無については、提案となります。 なお、現状は、冬場のプレーについて、午後6時30分以前においても支障がある場合は点灯する運営を行っています。</p>
149	-	多目的広場	3×3利用の場合、3面のコートを2分割して利用することは可能ですか？(条例では6分の1利用まで想定しているようです。)	<p>可能です。照明設備を2分割に対応させることも可能です。</p>

富士見公園再編整備事業公募設置等指針(案)に対する議題

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答案
1	2頁.1.(5).イ	Park-PFI事業における事業範囲	特定公園施設の引き渡しに関し、事業者側が実施しなければならない事項(例:登記手続き等)は何になりますでしょうか。	要求水準書の4建設・工事監理業務「才完成後業務」を確認してください。
2	2頁.1.(5).イ	Park-PFI事業における事業範囲	「その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務」とありますが、想定される業務があればお教えいただけますでしょうか。	現段階では具体的な想定はありませんが、事業を実施する上で必要な関連業務の実施をお願いします。
3	3頁.1.(5).ウ	費用及び役割分担	「実施協定により認定計画提出者が設置許可を受けて整備」とありますが、設計を開始できるのは実施協定締結後ということでしょうか。	お見込みのとおりですが、基本協定締結後に事業者の費用と責任において実施する準備行為を妨げるものではありません。
4	3頁.1.(5).ウ	費用及び役割分担	工事にかかる占用許可も必要でしょうか。また、必要な場合、特定公園施設の占用許可使用料は免除されますでしょうか。	特定公園施設は、占用許可ではなく、設置許可を受けて整備してください。特定公園施設にかかる設置許可使用料は免除します。
5	3頁.1.(6).ア	事業スケジュール	公募設置等計画の認定よりも基本協定の締結の方が早い時期になるということでしょうか。また、この基本協定には、PFI・Park-PFI両方の内容が含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	3頁.1.(6).ア	事業スケジュール	供用準備期間とは、具体的に何を行う期間として想定されていますでしょうか。完了検査等は、建設期間の方に含まれますでしょうか。	供用準備期間とは、各施設の供用に係る準備の期間を示します。完了検査は建設期間に含まれます。
7	4頁.1.(6).ウ.(イ)	基本協定の締結	「基本的事項」とはどのような内容を想定されていますでしょうか。「基本協定(案)」の公表はいつを予定されていますでしょうか。	公募開始時に示します。
8	4頁.1.(6).ウ.(エ)	実施協定の締結	計画の認定と実施協定の締結が共に令和4年12月予定となっており、協議の時間不足が懸念されます。「実施協定(案)」の公表はいつを予定されていますでしょうか。	公募開始時に示します。
9	4頁.1.(6).ウ.(エ)	実施協定の締結	Park-PFI事業については、①計画の認定、②基本協定、③実施協定の順で行うことが一般的と思っておりますが、②を先に、①③を同日に行うことで可能になること、逆にできなくなる可能性があります。あればお教え頂けますでしょうか。	基本協定については、入札参加グループ(PFI事業及びPark-PFI事業含む)との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めるものであり、Park-PFI事業に関しては、計画の認定、実施協定の順で(本事業では、同日を予定)行うものです。
10	5頁.1.(6).ウ.(カ)	特定公園施設の設計・整備工事、市への譲渡	本事業は建設期間が長期に亘りますが、複数の特定公園施設を異なる工区に整備する場合、整備が終わった工区分から順次引き渡す形になりますでしょうか。また、当該工区の工期よりも早く特定公園施設の整備が終わった場合には、早期に引き渡すことが可能でしょうか。	複数の特定公園施設を異なる工区に整備する場合の引渡し時期については、維持管理運営業務との調整を踏まえ、別途協議します。
11	5頁.1.(6).エ	事業終了時の措置	「公募対象公園施設の全部または一部」の「一部」とは、複数の公募対象公園施設を整備した場合の、いくつかの施設をいうもの(1つの施設の一部分をいうのではない)という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

富士見公園再編整備事業公募設置等指針(案)に対する議題

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答案
12	5頁.工	事業終了時の措置	事業終了時の公募対象公園施設の譲渡等請求は事業終了の何年前に協議がスタートするのでしょうか。	現段階では協議開始時期は定めていません。今後、入札公告時に実施協定(案)等で示します。
13	6頁.2.(1).イ	公募対象公園施設 特定公園施設 利便増進施設の整備範囲	事業区域内であれば、設置位置は自由でしょうか。制約事項があればお教え頂けますでしょうか。(P8公募対象公園施設の追加提案施設の設置場所についても同様です。)公募対象公園施設と特定公園施設の位置的近接性についても条件等があればご教示ください。また、P11の「追加提案施設」が設置可能な「公募対象公園施設の設置許可範囲外」とは、アメニティ施設のために許可申請をする予定の設置許可範囲以外という理解でよいでしょうか。	前段：公募等設置指針をご確認ください。 後段：お見込みのとおり、結果として追加提案施設を設置することが可能な範囲は、「公募対象公園施設の設置許可範囲外」であり、アメニティ施設の設置許可範囲外となります。特定公園施設の整備に係る条件についても合わせてご確認ください。
14	6頁.2.(2).ア	公募対象 公園施設	北側駐車場の立体活用として、駐車場の上にテニスコートを整備し、テニススクールなどの運営をおこなうことは、公募対象公園施設などとして可能でしょうか？	公募対象公園施設とPFIでの整備施設の合築は認められません。
15	8頁.2.(2).カ.(ア).d	公募対象公園施設の設置 に関する条件	公募対象公園施設の追加提案、とは、必須である南北各1つの飲食施設以外に公募対象公園施設を設ける提案をする場合は、ということでしょうか。その場合、「事前に」とは、入札説明書の公表以降、提案書の提出前に、貴市と協議の場をもたせて頂き、認められた内容・設置場所での提案のみ、提案書に記載可能、という理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：「事前に」についてはお見込みのとおり、提案書の提出前です。ただし、協議を行うことが望ましいと考えていますが、協議は必須ではありません。
16	9頁.2.(2).カ. (ア).k	公募対象公園施設の設置 に関する条件	公募対象公園施設に必要なとなるインフラ施設は、認定計画提出者の負担で公園内の既存インフラから分岐して接続することとなっていますが、認定期間終了時には、その分岐より公募対象公園施設側のインフラ設備(恐らく埋設となる)も撤去(原状回復)する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	10頁.2.(2).カ.(イ).b	公募対象公園施設の 管理運営	認定計画提出者が賃料方式でテナントに施設運営させる事は可と考えて宜しいでしょうか。	可能です。
18	10頁.2.(2).カ.(イ).f	公募対象公園施設の 管理運営	通年営業とのことですが、休日設定は事業者提案で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	11頁.2.(3).イ	特定公園施設の整備 に係る事項	利便性向上のため、芝生広場または芝生広場に近接して設置することとありますが、必ずしも現計画の位置でなければいけないということはないということでしょうか。	芝生広場または芝生広場に近接して設置してください。
20	16頁.3.(3)別紙リスク分担表	用地リスク	現状想定される土壌汚染や地中障害物についてお示しください。	要求水準書の閲覧資料3を確認してください。
21	16頁.リスク分担表		原状回復の範囲についてお示しください。事業者で埋設した配管を全て取り除くのでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	16頁.リスク分担表		インフラ等の敷設図面が現況と異なることで費用の増加や工期遅延が発生した場合の費用負担および逸失利益は市の負担としていただけませんか。	インフラ等の敷設図面と現況とでは現況を優先してください。なお、現況確認できない場合には、合理的な範囲でのみ市の負担とします。

富士見公園再編整備事業公募設置等指針(案)に対する議題

No.	該当箇所 (頁・項目)	項目	議題内容	回答案
23			本公募指針より前にインフラ事業者(水道局、東京電力等)と事前協議をし既に決定された敷設条件があれば開示ください。	整備概要をもとに今後協議することとなりますので、現状は特にありません。